

令和3年度 第2回

東久留米市特別職報酬等審議会議事録

1 開催日時 令和4年2月16日(水) 午前9時00分～午前10時28分

2 場 所 東久留米市役所 4階 庁議室

3 出席者 東久留米市特別職報酬等審議会

会長 篠宮 朋教

委員 青木 真理

委員 有賀 康明

委員 井田 清治

委員 大山 裕視

委員 名和 卓良

委員 松本 誠一

委員 吉田 利宏

事務局

総務部長 佐々木 弘治

総務部総務課長 関 知紀

総務部総務課庶務担当主査 田村 泰宣

- 4 議 題
- (1) これまでの経緯について
 - (2) 多摩各市との比較について
 - (3) そのほかの視点について
 - (4) 今後の進め方について
 - (5) その他

- 5 配布資料
- ・資料 1 3 職員例月給与改定の推移
 - ・資料 1 4－1 多摩 26 市特別職等年収試算
 - ・資料 1 4－2 近隣市特別職等年収比較
 - ・資料 1 4－3 類似団体特別職等年収比較
 - ・資料 1 5 市長・副市長・教育長の退職手当について／政務活動費について

- 6 傍聴者 なし

【会長】

それでは、すみません、皆様お集まりになりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しいところ、東久留米市特別職報酬等審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に先立ちまして、事務局より発言があるとのことでございます。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、事務局よりお願いします。

【総務部長】

貴重なお時間をありがとうございます。

昨年の12月28日に富田新市長が御就任されてございますので、お時間を頂戴いたしまして、御挨拶をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、富田市長、よろしく申し上げます。

【市長】

すみません。皆様、改めまして、おはようございます。貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

今、事務局からございましたとおり、昨年の12月28日付で就任をいたしました富田竜馬と申します。この報酬審議会なんですけれども、実は、私が市議会議長のときに長側をお願いしたいという経緯もございまして、報酬審議会というのは審議をいただく内容が特別職の報酬ですから、なかなか難しい面もあろうかと思いますが、議会制民主主義等を考える上では、極めて重要な内容となっております。本当に各界を代表される皆様方にお集まりをいただきましたので、その点では心強い限りでありますけれども、ぜひ、慎重なる御審議をいただいて、御答申を頂戴できればというふうに思っております。

皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただいておりますけれども、ぜひとも今後とも慎重審査をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

【会長】

富田市長には、お忙しい中、御挨拶、また、この審議会に求められる役割といったところについて、改めてお話しいただきましてありがとうございました。皆様の御協力をいただきながら、この審議会として答申をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈いします。

【総務部長】

おそれいます。

【会長】

事務局、どうぞ。

【総務部長】

すみません。富田市長におかれましては、この後、他の公務もございまして、恐縮でございますが、中座をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

【市長】

申し訳ございません。よろしくお祈いします。失礼いたします。

【会長】

本日は、（ ）委員が御出席されておりますので、自己紹介をいただいてもよろしいでしょうか。

【委員】

皆さん、おはようございます。JA東京みらいの組合長を務めております（ ）でございます。

先般の会議におきましては、大変申し訳ございません、仕事の関係で出席することができませんでした。

本日より出席をさせていただきますので、今後ともよろしくお祈い申し上げます。

【会長】

() 委員、ありがとうございました。

改めて、皆様からの様々な御意見をいただきながら、答申として取りまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和3年度第2回東久留米市特別職報酬等審議会を開会します。

本日は、委員皆様の御出席をいただいておりますので本会議は成立しております。

それでは、事務局より、本会議での議題内容等についての御説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、私のほうから今会議に係る議題内容などに関しまして御説明をさせていただきます。お手元のほうに次第のほうを配付させていただいております。

なお、今会議は議事録作成のために会議の内容を録音させていただいておりますので、御承知おきください。

本日の議題内容です。お手元に配付させていただきました次第のとおり、

(1) これまでの経緯について、(2) 各市との比較について、(3) そのほかの視点について、(4) 今後の進め方について、(5) そのほか、以上でございます。

【会長】

本日の議題内容に関して事務局より説明いただきました。委員皆様から様々な御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局にお尋ねします。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

【事務局】

おりません。

【会長】

それでは、事務局のほうから本日の配付資料の確認等をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、配付資料について確認をさせていただきます。

今回は、委員の皆様から御意見をいただき、追加で資料を御用意させていただいております。当日の配付となってしまう、申し訳ございません。

本日、配付をさせていただく資料は5点となります。

まず資料13、職員例月給与改定の推移、A3横長の一覧表でございます。

次が資料14の1、多摩26市特別職年収試算でございます。

続きまして、資料14の2、近隣市特別職等年収比較。

続きまして、資料14の3、類似団体特別職等年収比較。

続きまして、資料15、市長、副市長、教育長の退職手当について、及び政務活動費についてでございます。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

【会長】

前は12点の資料について事務局から説明がありました。これらについて、皆さんの手元でゆっくりと御確認、御検討いただいたところかと思しますので、まず、このことにつきまして、様々御意見をいただければと思います。

審議の進め方としては、前回、配付いただいた資料を大まかに分類すると、次第に記載しております2点に集約されるかと思しますので、こちらに添って、事務局から簡単な説明の後、皆様から御意見をいただくというような流れで進めさせていただきたいと思します。

それでは、次第3、議題（1）これまでの経緯についてです。事務局より御説明のほど、よろしく申し上げます。

【議題（1） これまでの経緯について】

【総務課長】

それでは、次第3、議題（1）これまでの経緯についてを御説明させていただきます。

まず、こちら、資料のほうに記載はございませんが、過去に開催された東久留米市特別職報酬等審議会について御説明をさせていただきたいと思します。

平成8年11月に設置された東久留米市特別職報酬等審議会では、平成9年度は据え置き、平成10年度以降の改定とすべきであるとの答申がなされ、続く平成10年6月設置の審議会では、特別職の職責、社会経済情勢、本市の財政状況、一般職員の給与改定、ほか自治体との均衡等の視点から検討され、4.3%の引き上げが答申されております。平成15年10月設置の審議会においては、他市との均衡、特別職の職責等を総合的に判断し、現在、平成10年10月1日の報酬等の額を維持することを以て妥当とする答申が出されております。

したがいまして、現在の特別職の報酬については、平成10年の答申によるものであり、これ以降は額の改正がなされていない、そういった状況でございます。

このことを踏まえまして、資料13、職員例月給与改定の推移を御覧ください。

こちらについては、() 委員より御要望をいただきまして御用意をさせていただきました。

まず、上段に、職員例月給改定の経緯をお示ししてございます。先ほど御説明いたしましたとおり、報酬等の最後の改定は平成10年でございますので、それ以降、職員例月給がどのように改定されてきたのか、平成10年を1として令和3年度までお示しをしております。

下段には、縦軸で、市長、副市長、教育長、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員とし、横軸に平成10年を1とした場合のそれぞれの年度の割合を反映させた金額を記載しております。

傾向といたしましては、平成11年から13年までは1を若干上回りますが、平成14年度からはこれを下回り、この傾向が令和3年度まで継続しております。

したがいまして、単純に市の職員と同じように東京都人事委員会勧告に即して特別職の給与を改定した場合、マイナス改定の余地があるというところとなります。

各欄の上段が1とした場合の割合をかけた金額、その下の小さな数字で書いてあるところが差額、現状のものと差額という表となります。しかしながら、これはあくまで東京都人事委員会勧告の割合だけに基づいて作成した資料でございまして、東京都の職員の給与は、全体としては、この人事委員会の勧告の割合に基づいて改定されることとなりますが、個別具体では、全職員がこの割合で改定をされるものではございません。年齢層等によって異なる割合で改定をされることとなり、全体として、人事委員会の勧告の数字、割合となるというものでございます。東久留米市は、東京都の給与表に準拠しておりますので、

同様の考え方となります。

また、特別職は、あくまで特別職であり、一般職の公務員とはその職責、市民の方が求める役割といったところで異なる部分もあろうかと思imasので、そういった部分も含めて御意見をいただければと思imas。

これまでの経緯についての説明は以上でございます。

【会長】

事務局より、これまでの経緯として2点御説明がありました。（ ）委員から貴重な御意見をいただいたとのことで、新しい資料について、事務局より説明もありました。大変重要な視点かと思imas。

一方で、事務局からも説明がありましたが、市長や副市長、教育長、また、市議会議員に市民が求める職責と一般の職員等に求める職責、もちろん身分上の違いというものもござimasので、東京都人事委員会勧告だけでなく、そういったところも踏まえて検討していく必要があるように思imas。

これらのことについて、皆様から御意見、御質問などござimasでしょうか。願ishimas。

【委員】

ちょっと願ishimasのですが、前回の審議会のほうで、事務局のほうから、進め方として、平成10年から改定されていないということ、そこから今までの間の経済状況等も反映させる一つの指標として、都の人事委員会の動向というのがひとつの目安にはなるのではということと、それから、各市横並びの状況ということで進めたらどうかというお話もござimasしたので、それをちょっと補完する意味で、こういう資料を出していただいたらどうかということで御提案をさせていただきました。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

願ishimas。

【委員】

前回の審議会において、市長や議員の特別減額という表があったかと思うんですけど、この審議会の審議の対象外であるということを確認されたかと思えますけど、この審議会では、特別減額というのは考慮しないで、本来あるべき特別職の給与、また、報酬ということについて議論をするということで間違いないということでしょうか。

【総務課長】

左様でございます。

当然、御議論をいただく中で、本則ではこの金額だけれど、特則条例を反映させた場合はこの金額で、そのことが周辺市と比べてどうかというような、一つの参考として議題に上ることはあるかと思いますが、その特則条例で減額することを前提としての給与額であるとか、割合といったものを御議論いただく、そういったものではないというところの御説明でございます。

【委員】

あともう1点ですけど、そうやって特別減額で減らしてきたわけですけども、根本は全く変わっていないというか、この24年間、変わっていない。その審議がそれまでなかったというのはどういう理由があるんでしょうか。

【総務部長】

特別職の給与であったとしても基本的には地公法に定める特別職ということで、職務に応じた報酬等が決まってくるということでは、条例に基づいてということと同時に、審議会での御議論をいただいてという形になります。

どうしても特別職、特に市長の場合におかれましては、これは政治的などころもありまして、お話にありました附則を設けて、特別に給料を減らすような形で対応しているようなケースも、これは東久留米以外にもやっているような場合もありまして、それと同時にですね、本市の特別職の報酬額自体は大きくかけ離れた状態ではないというところでは、この審議会を設置してということがなかなか議論の中にはなかったというところでございます。

先ほど、職員の給与の関係については、これは、私よりも（ ）委員の方が詳しい

かもしれませんが、職員の一般職の給与について、実は、国等でいろんな議論があつて、特別的に下げた経過もあつてずっと下がってきた経過もあるんです。これがもう社会全体の流れでございまして、そのような形でという状況にありました。

戻りますけど、特別職の給与につきましては、こういう審議会の方を持って御議論いただいてという中では、なかなか他団体との差といひましようか、職務に応じた給与という点では一定のご評価をいただいた額について、大きな動きがなかったという中では、特別的に下げる場合があつたとしても、給与自体を審議会を開いて御議論をいただくような形には至らなかったということでございます。

繰り返しですが、市長を含めて、また、議員の皆様も含めて、本則のお給料の、特に期末手当は高いのですが、それは、その金額での支給がこれまでされてきていないとうような経過もあつて、そのような対応がなされてきたというのが経過であつたということでございます。

【会長】

お願いします。

【委員】

今、部長から御説明をいただいた、あるいは（ ）委員から御質問があつたわけですが、本則の枠の中での改定なので、それは一時的なものでもあり、審議するほどには至らなかったということだつたと思うんですけど、今、市長が、私が議長のときをお願いしたという話がありました。条例を読むと、市長は、給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは聞くものとする、とあるわけです。だから、それからすると、市長が提案する場合はこれを開かなきゃいけないんだと思うんです。そういう意味では、（ ）委員のおっしゃつたことってそのとおりだと思つてですね、ただ、議会が提出する場合に、ここをお願いして開くかどうかというのは自由に開ける部分があると思うんですけど、やっぱり今後、今日のメインのテーマじゃないんですけど、今、市民からすれば、失礼な言い方をすると、都合のいいときに審議会を開いて議論して、そうじゃないときは開かないという、今後、そういうことがされる可能性があるので、市長が条例どおり給料の額に関する条例を提出するときは、たとえ額を低くするときであっても、審議会を開いたほうが条例にはふさわしいのかなんていうふうに思つたりします。

【会長】

お願いします。

【委員】

この議題は、もうちょっと後で話し合われるべきことだと思うんですけど、市民レベルで考えると、やはりそういうことが、個人的な意見としては5年に一遍、見直されるとか、例えば職員の給与が何%下がったら、3%以上下がったり、そうした場合には、必ず特別職のこういう審議会を開くとか、そういうことが何か決まっていなくてずっと据え置きになってしまっているというのは、ちょっと現状としてはちぐはぐなのかなというふうには思います。

【会長】

お願いします。

【副会長】

平成10年から開かれていないというのも異常だったんですよ。

私は、基本的には議員の任期は4年なので、4年の任期のうちに1回、最低でも開くというようなことは、この答申に入れておいたほうがいいかなとも思っているんですが、ただ、今、()委員がおっしゃったように、職員と特別職とは違う職責があると思うんで、職員の東京都の人勸でこういう下げた、上げたとか出てきたらからといって、それで特別職も上げたり下げたりというのは、そうじゃなくてもいい、逆に目安としてはあるでしょうけども、例えば何%以上下がったら下げる方向とか、それはそのときの審議会が判断すればいいことだと思うんですけど、基本として、今まで何も目安がなかったわけです。それで、政治的な判断で、市長が何か月、何%減額とか出して、議員の皆さんもそうですね、財政危機宣言をしたときも、全員が、市がこういう状態なので下げましょうということで、議会のほうで特例条例ということで提出したということ。

ここで議論するのは、本来の金額、報酬を議論すればいい話だと思うんですけど、ただ、会議は平成10年から24年間も開かれなかったというのは異常なことだと思います。

【委員】

今、() 委員が言われたように、私も農協なんですけども、ここで人事制度改革を着手して職員のレベルでは話をしています。

うちのほうも、やはり20年近く改定されていませんでした。元の原因というのは、農協も幾つか合併がありまして、その経緯の中で調整がきかなかったというのほうかかっているところなんです。ただし、やはり今の時代、考えてみると、これは行政とは違うんですけど、職員と役員という部分がありますけども、職員については最低保証が必要だということ。そして今、国のほうからも、やはり賃金を上げてほしいという要望は確かにあります。行政も同じで、今、見ていると、どうしても職員1人当たりの市民担当が多い、少ないという部分が資料の中にありましたけども、肝心なのは、そこに動いてもらわないとどうしようもない。そしてまた、私たち役員レベル、これは特別職になるんでしょうけれども、特別職については、基本的にはそれを志してやろうという意思の下で伝わっているはずなので、当然、職員とは別のレベルで審議されるべきだと思いますし、今、お二方、言われたように検討されなかったということは、やっぱりおかしなことであって、それが周期的な問題であれば4年サイクルなのか、議員の改選なのか、何も変化がなかったとしても、やっぱりそれは付帯議案でもいいから入れておいたほうが、そうすると今後やるようになりますから、そのほうがよろしいんじゃないですかね。当然、それに伴って、市民感情も、参加できているということになりますから。

同じような話で申し訳ないのですが、私はそのように考えております。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

よろしいですか。

【会長】

お願いします。

【委員】

今、（ ）委員のほうからJAの話をしていただいて、勉強になりました。

それで、あと、商工会のほうは、東久留米の商工会は6人いるんですが、それは東京都商工会連盟のほうから派遣ということできております。あとの2人に関しては、単体の私たち東久留米市商工会でアルバイトで雇うか、事務局職員として、社員として、東久留米独自の単体で雇うかということなんですが、今のところ、アルバイト2名にさせていただいています。

それで、6名に関しましては、東京都商工会連盟のほうで立川にあるんですが、そこで約230名ぐらいの職員の方がいて、派遣で来るわけですが、その給料に関しましては、東京都に準ずる形でやっております。それは、東京都はこうですからって、毎年、理事会に、私は都連のほうの理事も仰せつかっているものですから、商工会長というのが、都連の理事も兼ねているんです。それで行くんですが、毎年、それのお話が出て、そこで、一応の協議をして決議という形になるんですが、あくまでもそこは東京都に準ずる形でやらせていただいています。

少し参考になるかどうか、ちょっと分からないんですが、よろしく願いいたします。

【委員】

10年間、開かなかったというのは、何か特別な理由があるんですか。

【総務部長】

特別な理由はございません。基本的には、今、御指摘いただいているからなかなか言いづらい部分がありますが、特別職ということで、自ら市長が減額したりとか、議員の皆様も、条例どおりではなくて期末手当を下げて、特別的な附則をもって対応してきたということでございまして、今ご指摘の通りこういう会を開かずに対応してきたという経過でございますので、御意見等をいただいたことは真摯に受け止めていきたいと考えております。

【委員】

すみません。いいですか。

あと、もう一つは、やらなかったっていう理由は、あれがあるのかなと思うんです。昔

から東久留米市は、もう20年ぐらい前から財政危機宣言ということでいろいろな発信をされていると思うんですが、その中で、例えば誰かだけが給料をくださいとは言えなかったんでしょうね。そこで、皆さんが給料を、例えば〇〇さんがもうちょいくれよと言っても、そこで非国民みたいに扱われちゃうんじゃないかと、そこでみんな沈黙をしていたんじゃないかなというのはあるんじゃないですかね。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等。

【委員】

関連して、再建団体がなくなったというのはいつからですか。それと関連があるんですかね。

【総務部長】

今、()委員のほうからお話をいただいた危機宣言は、平成15年とか16年頃、野崎市長のときにされていて、それは、今、お話の、国全体で、夕張市の例があって一気に厳しくなってきたというところはあるんですけども、ちょっと何年というところまではっきり申し上げられないんですが、夕張市自体は、19年、18年頃だったと思うんですが、国から指示があって進めてきたところは、平成になってからでございます、特に東久留米市では、野崎市長のときに緊急宣言をしているとそういうところがございます。

すみません。今手元に資料がなくて申し訳ありません。

【会長】

すみません。私からもよろしいでしょうか。

お話、少し戻させていただくんですけども、先ほどの今までの推移等ところで、市長や副市長、教育長、市議会議員の方々について、報酬等の金額の推移については新しい資料を見てよくわかったんですけども、お仕事の内容や職務上の責任について、推移と言いますか、以前と変わってきている状況などはありますでしょうか。

【総務課長】

私は一般職となります。市長、副市長ですとか、議員の皆さんは特別職というところとなります。

何が違うかと言いますと、地方公務員法というのがございまして、そちらの第3条というところで、特別職の1つの部類として、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職、こういったことに基づいて就任される方は特別職と言いますよ、それ以外の人是一般職ですよというようなことが定められているところでございます。

基本的に何が違うかと言いますと、一般の職員は上司の命令に基づいて職務を遂行するという義務がありますが、例えば特別職の方であると、法律ですとか、自己の学識、経験等にしがたって職務を遂行するというので、そういった経験であるとか、その人の能力というところが非常に重く見られるようなところ、というところでの違いがあるというふうに言われているところでございます。

現状においても、議員の皆様であるとか、市長の責任、特別職の方々の責任というところは、非常に社会がスピード感を要求されたりとか、多様化をしていく中で、その役割というものが増していることはあっても、低くなるということは決してないのではないかなと認識をしているところでございます。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

お願いします。

【委員】

今の会長の疑問と同じようなんですけど、平成12年に地方分権一括法ができて、市長の役割が大きく変わりました。今まで機関委任事務という国からの事務があったのがなくなって、独自の事務が簡単に言えば増えた、市の役割が増えたというふうな感じがするんです。もし、その感覚的なものを、平成10年は昔の時代の制度でやっていました。その12年をはさんで、市長や副市長の役割、職員から見てどんな感じでしょうか。ちょっと、どんな感じでしょうというのはあれなんですけど。

【会長】

お願いします。

【総務課長】

実際のところで申し上げますと、私自身が肌感覚で、市長、副市長の役割をこの12年を境にどう変わったかといえば、当時、私もまだ一介の職員として窓口に立っていたところなので、なかなかその意思決定の部分であるとか、そういったところについて、肌感覚で感じるものではなかったというのが正直なところでございます。

ただ、とはいえ、当然、やはり平成12年当時に市の役割というのが非常に大きく増していった、その国の出先機関ではないんですけれども、委任事務として受け取って、それをやれば良かったところから、市の判断としてやらなければいけなくなったというところで、例えば情報収集をして決断をしていくということについての重要性というのははるかに増した、そういったところは事実であろうと考えているところでございます。

【総務部長】

すみません。ちょっと1点、補足というか説明をさせていただきますと、()委員から今お話があったところからすればですね、先日も日野市で、市長の、これは、都市計画に基づかない事業をやったということで、数億の責任を問われるような判決が出たというところであります通り、基本的には市長の役割というのはけっこう重くなっている、範囲も広がっているというのは当然ありまして、そのなかでこういった事例というのは昔とは比べものにならないくらい大きく直接的に責任を問われるというケースは出てきております。そういった面で、ここ数年の流れからすれば、大変市長の役割、これは市長以外、二元代表制の関係からすれば議会の責任も問われるわけでございますけれども、責任が重くなっているというのは事実でございます。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等、よろしいでしょうか。

【委員】

ちょっと余談の話でいいですか。

今、地方分権の話で平成12年ですか、制定されたということで、余談になるかもしれないんですが、商工会は地方分権で、結局、東京都並びに市、東久留米市で給料、報酬なんかを決める、決議するという形に変わったんです。全部私も調べたんです。そしたら、結局、今、27か28の東京都の商工会が、給料がみんな、報酬もバラバラだったんです。そうすると、そのときに、おもしろい話なんです、東久留米は人気があったんです。それはなぜかって、東久留米の報酬が高かったんです。だから、みんな東久留米に来たい来たいって言って、そうだったらしいんです。それで、どんどん格差が開いてきまして、それで、これではまずいということで、先ほども私が申したとおり、東京都に準ずる水準でやるようになったと。

だから、正直な話、そういう話になれば、東久留米も財政危機やいろいろなことかもしれない。その中で、今、この表を見させていただいてますと、よその市もだんだんそろえてきたという形の中で、結論を出すのは難しいんですが、どこかで水準を決めなければ、この答申に関しては決まらないんじゃないかと思います。どこのを基準に持つていくかということが一番大事な事かなと思うので、できれば、東京都のすばらしい例が、今、条例っていうのはありますので、それを元にして、みんなで話し合っていければどうですかね、ということをご提案したいと思いますので、すみません、勝手ですがよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか。

【委員】

ちょっといいですか。過去の話ですけども、一般市民として、財政危機というのが東久留米はひしひしと感じていたんです。それが、いつの間にかなくなって、財政危機という言葉すらないんですけども、それはいつ頃までに返上したんですか。

【会長】

お願いします。

【総務部長】

野崎市長のときに宣言しまして、20年に宣言は解除しています。危機宣言自体は解除したんですが、そこが一定のレベルまで、当時の一番の大きな課題としては、借金ですね、債務が非常に多かったというところでございまして、それが一定程度改善したということ。

ただ、そのあともプライマリーバランス等を維持する形で、入る以上は使わないということをお前提としてやっていくというところをですね、これはどこの市政にあっても現在の富田市長においても、ここで予算編成、令和4年度に向けて行いましたが、その考え方を踏襲してございまして、結果として、債務がどんどん減っていき、歳入の中で歳出を組んでいるということをやっておりますので、また、過去に戻るようなことはないだろうということの楔は打っての市政運営をされていると、そういうところがございます。

【委員】

市の建物が売却されたりとか、一時ありましたよね。なくなっちゃったというのが。

【総務部長】

緊急事態は一定、債務のほうが減ってきている、財政のほうも立て直しが一定できたという判断の下、宣言の解除がされているという形です。

【委員】

平成20年ね。

【総務部長】

20年です。

【委員】

そうですか。

【会長】

以上でよろしいでしょうか。

【委員】

いいですか。すみません。

先ほど、特別職の職務がすごく年々大変になってきたというお話があったと思うんですが、特別職と一般職員の給与を同じに考えるべきではないというような御意見があったかと思いますが、でも、同じ税金を原資として支給されているわけで、特別職の方のお仕事が大変になったということは、職員の方のお仕事も大変になってきているわけですね。それで、職員の方は人事院勧告で、結局、民間との差というか、そういうのを計算されて、毎回、何%下げるとか、上げるとか、そういう指針が出るかと思うんですけれども、そういうふうな全体的なことで職員の方の給与が下がっていったり、上がっていったりするということに全く関係なく、特別職の職は別物だからというふうに考えるのは、ちょっと理解ができないんですけれども、その点はどうでしょうか。

【会長】

お願いします。

【総務課長】

全く別物だという議論ではないのかなというふうに思っておりますが、ただ、1つ、当時の自治省の方から示されている資料がございまして、その中で、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはおのずからその性格を異にし、ということで、ちょっと違うんだということが、まず示されているところではございます。

ただ、（ ）委員がおっしゃられるとおり、一般の職員との均衡と言いますか、そういうところを図るというところがあるかと思いますが、特別職報酬等審議会のほうに、こういう資料を出して議論をしてもらったらいいのではないですか、ということと同じように示している文献がございまして、その中においては、やはり一般職の職員の給与改定の状況、これを資料として示すのがいいという風にされておりますので、一方では、そういったものに基づいて算出されるべきであるけれども、資料としては、一般職の職員

も参照すべきものとして示されておりますので、御指摘のとおり、全く関係のないものではないけれども、ただ、それだけに縛られるものでもないといった形で御理解いただくのがよろしいかと思えます。

【委員】

全然別物ということではなくて、1つの考え方として、職員の、東京都の人事院勧告に沿った給与を1つの目安としてはあっていいと思うんですけど、それだけで下がったから下げる、上がったから上げるというのでは特別職はない。特に、副市長と教育長というのは選挙を経っていませんけど、市長と議員というのは選挙がないとなれない職じゃないかと思うんです。だから、そういう面で、またちょっと別に考えたほうがいいと思うんですけど、でも、やっぱり上がったたり下がったりというのは、さっき（ ）委員もおっしゃったように、給料が高くなれば、当然、市で給料を上げられれば東久留米がいいということで、優秀な人たちが集まってくるかもしれないし、余裕があれば上げるのがいいかもしれないんですけど、そういうことで、全然別にしたほうがいいということではなくて、1つの指標としては考える。ただ、それだけじゃなくて、ほかも含めて考えていけばいいのかなと思えます。

【委員】

私も先ほど申し上げましたけれども、都の人事委員会の動向というのは非常に参考にしなければいけない視点だというふうには思いますけれども、おっしゃるように、それだけではなくて、例えば職務の内容でございますとか、あるいは各市の横並び、そういうところも参考にしながら、いろんな総合的な観点から決めていくというのがよろしいんじゃないかという風に思っています。

【委員】

（ ）委員に半分は言っていたんですけど、（ ）委員の疑問、よくわかるんです。だけど、特別報酬審ができた当時に議論があって、議員というのは自分で議案を提出することができるから、自分たちの報酬を自分たちのお手盛りで決めることができる。市長も同じように、自分の給料を議案として提案することができるわけです。そこに、市民が監視の目を入れようというのがこの制度だったんです。そういう意味で、一般職と特

別職を分けているだけであって、その意味では、（ ）委員が最初におっしゃったように、だからちゃんと市民の、みんなの監視の目を行き届かせたほうがいいんじゃないかというのは、それから言えば筋論だと思うんです。では今度は議員と市長の役割なんですけれども、同じ特別職と言っても市長、副市長というのはやはり一般職のトップにいることからですね、そんなにA市とB市で仕事が違うということはまずあり得ないわけですね、で、議員はその市議会によってがんばっている市議会もあれば、あまりがんばっていない市議会もあるのでその評価はあるんですけれども、少なくとも私も市長や副市長や教育長に関しては、今、（ ）委員がおっしゃったような職員についての動向とか近隣市をやはり一つ基準になるのかなという風に今皆さんの議論を聞いていて思った次第です。

【会長】

ありがとうございます。

どうでしょう。この件に関しては以上でよろしいでしょうか。

過去からの推移で算出される支給額と実際の支給額、また、特別職の皆さんに求められる役割や職責といったところについて、様々な御意見をいただきました。取りまとめについては、事務局にお願いできればと思います。

それでは、次第（２）多摩各市との比較についてに進ませていただきます。

事務局より説明をお願いします。

【議題（２） 多摩各市との比較について】

【総務課長】

次第（２）多摩各市との比較について御説明をさせていただきます。

先ほど周辺市の状況はどうだろうかということでご議論をいただきましたので、まさにその部分になろうかと思います。

多摩各市との比較でございますが、こちらも（ ）委員から御要望をいただき資料の方ご用意しております。資料14の1、多摩26市特別職等年収試算を御覧ください。

こちらにつきましては、多摩26市の特別職等の年収を給料額と期末手当から算出したものでございます。こちらにつきましては、条例本則に基づく試算となりますので、特例条例による時限的措置等は勘案しておりません。したがって、各市の状況により、実

際の年収とは異なる可能性があることを御理解ください。

26市の比較ですが、なかなかイメージが湧かないところもあろうかと思しますので、次の資料14の2、として近隣自治体5市、また資料14の3として類似団体6市との比較をお示ししております。

近隣自治体5市の場合ですね、資料14の2となります。こちらのほうでちょっと御説明のほうをさせていただければと思います。

まず、東久留米市が一番下にございます。市長が1,664万6,400円で5市中の4位でございます。副市長が1,456万5,600円で3位、教育長が1,351万1,800円、2位でございます。

一方、議員職のほうになります。議長が990万円で3位、副議長が918万円で3位、常任委員長が882万円で3位、議会運営委員長が882万円で3位、議員が864万円で4位となっております。

市長、議長、常任委員長、議会運営委員長、議員につきましては、5市平均を下回る結果となっております。

なお、議長、副議長を常任委員長、議会運営委員長、議員職の方につきましては、かつこ内に令和3年度の支給実績見込みをお示ししております。実際の支給実績見込みでは、全て5市中4位という結果になるということで、見込みというところですが、これは東久留米市の令和3年度の特則条例を加味して、実際、5.00月分のところを4.45月分としておりますので、そちらで計算をし直した額でございます。そうなると、こういった順位になるといったところでございます。

14の3のほうに類似団体のほうの、これは国が示す同じような自治体といったグループになります。こちらにおきましても、市長、副市長、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員が6市中3位、教育長は4位というところでございます。

こちらもかつこ内に令和3年度の支給実績見込みをお示ししております。その結果ですと、議長は6市中5位、副議長は6市中4位、議員は6市中4位といった結果となっております。前回のときは、月収ベースと期末手当とそれぞれ別の表でお示ししていたものを、年収ベースとして一つのほうに取りまとめさせていただいたというところでございます。年収ベースとしてみた場合の周辺市との比較といたしましては以上でございます。

【会長】

事務局より年収ベースでも、多摩各市との比較について御説明がありました。こちらも、() 委員からの御要望とのことでありありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、皆様から御意見、御質問などございますでしょうか。

【委員】

大変わかりやすい資料で、前回別々だったので、ありがとうございます。パッと見ると大体その平均に近いのかなという感じはしますね。上ではないけども、まあまあ、はい。以上です。

【委員】

これはつまらない話なんですけど、期末手当ってというのは、俗に言うボーナスという、社会通念という、これはいただけるんですね、議員さんは、うらやましいですね。

資料の中に、議会時間だとかその他の時間もあるんだよということはあったとしても、そのボーナスというものはどうなのかな、と。僕なんかのJA関係は、私たちは、職員はありますけれども役員はないんですよ。当然その責任もありますから、それ相応のものをいただいておりますけれども、やはり、責務の分については、かなりウェイトをしておりますので、一切、ボーナスに関してはないのが実情で、当然、その効果については利用されている組合員さん皆さんの判断とか、指定組合員さんの判断で、罰を受けることもありますし、自分たちで下げることもあるんですが、これを見たとき、本当うらやましいなと、そう思いました。逆に、実働1日いくらなのかという。

【委員】

今、御指摘のボーナスの話なんですけど、議員ってというのは、議員報酬って仕事をしたことに対してお金をもらうことになっているんですね。ボーナスって、別に必ずもらえるわけじゃなくて、条例を定めて、自治体だけがもらえるということになっていて、東久留米は条例で定めているんですね。

ボーナスに関しては、法的には生活保障給的な意味合いを持たせているんです。議員の報酬は仕事をしてもらうお金なんですけど、ボーナスは生活保障給的になっているんです。今職員は4.45か月になっているんですね。ところが、その生活保障のところですね、

議員は今5か月になっているんですよ。

というのは、今おっしゃったように、本来もらえるか、もらえないかというところに疑問がある上に、そのボーナスに関しては職員以上の5.0か月っていうのがそのまま残ってしまっているところがちょっと問題なのかななんて、と思うんですけども、今、ちょっとさっき説明がありましたけど、議会は、実際は、4.5か月ということでよろしいんですかね。

【総務課長】

令和3年度につきましては、4.45ということになっております。4.45というのは、職員の期末手当として示された割合が4.45でございますが、実際はまだ職員のほうの条例というものの改正が終わっておりませんので、条例上まだ4.45になっておりませんが、そこに行く予定はございます。ですので、議員の方の期末手当と職員の期末手当の割合は一緒という形に、議員の方たちが御自身たちで提案をされてそういった割合にした、特則条例というところでそういった工夫をされているといったところでございます。

【委員】

もう1点いいですか。この今いただいた14の2の報酬の議員の表は、これ政務活動費とかは入っていないんですよ。この近隣市や東京多摩26市の中で、東久留米の政務活動費って極端に低いんですよ。それは何か理由があるんでしょうか。ほかのところは、例えば、2万とか3万、1月もらっているのを、今日の資料、ちょっと額だけ書かれているんですけど、7,625、これから説明があるかもしれませんけど。

【総務課長】

政務活動費につきましては、ちょっと私どものほうでも、ちょっと次のところで資料としては出させていただきます。そちらの資料の方でも額の方は月額1人7,000円というところでございます。

実はこの政務活動費については、委員の皆様から資料の要求等あれば当然合わせてご審議いただくことができるものと考えておりますので、詳しい資料の方、取りまとめてまいります。今の段階では、実はちょっと周辺市の額までは把握をしていないような状況でございます。ですので、ここは、実は次の項目その他の視点というところで、もし必要で

あるということがあれば次回に向けてその辺りの情報収集ということはさせていただきたいと思いますが、現段階で、一般的な言われ方としてではございますが、周辺と比べて額としてはかなり抑えられているようなところではあると聞いている、ご指摘の通りであります。

【総務部長】

政務活動費もですね、先ほどご議論ございました危機宣言の時にですね、議会側も自ら身を切るという言い方をされてございましたという風に記憶しておりますが、政務活動費についても見直しをしたというところがございます。

【委員】

よろしいですか。そのときに、財政危機宣言のときに、みんな議員さんも協力してカットしなければいけないということでやってみたいなお話は聞いているんですが、そのときに、議員さんの退職金がなくなったと思うんですね、東久留米は確か。それで、皆さん、議員さんも市のほうの財政危機に対して協力するというので、何かそういうことで決まったと、話はうろ覚えなんですけど、確かそんなようなお話だったと思います。

【委員】

前回の委員会の時に月額給与だけだったので、年収ベースで比較したほうが、近隣市の比較はいいんじゃないかということでご提案させていただいたんですが、今のお話とも関連するんですけども、行政職の方の退職金がこれには含まれていないんですけども、この数字で比較すればいいのか、それとも各市で退職金の額が違うのかとか、その辺ちょっともしわかりましたらお教えてください。

あと各議員のベースでやっぱり退職金のあるなし、あるとすれば、ちょっとそれも考慮しないといけないという思いますので、年収比較ベースというんですか、それを揃えたほうがいいのではないかと、各類似市と比較するときに同じ条件で、行政職の方は、例えば退職金を含めて年収を考えると議員の方も同じような形で比較しないとフェアではないかなと思います。

【総務課長】

そうしますとちょっと次のほうを先にやらせてもらってよろしいですか、すみません。資料の15としてお配りしているところの方、その他の視点というところで配布をさせていただいた資料でございます。ご指摘の通り退職手当というところがどうなっているのかというところで、() 委員の方からご指摘いただきましてご用意させていただきました。

市長、副市長、教育長の退職手当についてというところで資料をご用意させていただいております。まず根拠でございますが、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の長等の退職手当条例というところでございます。これは市の条例ではなく東京都の方ということで冠がついているところでございまして、こちらは市独自で持っているのではなくて都内の周辺自治体と共同で運営している退職手当組合でございます。

構成団体といたしましては、市町村としては10市が加盟しておりまして、例えば、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、それから東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、こういった10の市の方が加盟をしております、運営をされているようなところでございます。あとは町村ですとか一部事務組合ですとか、合計で37団体が加盟している組合でございます。

こちらのほうで、東久留米市が、一般の我々職員もそうですし、特別職、市長、副市長もこちらの方に、退職手当の方は入っているというところでございます。

退職の日における給料月額に在職年数に応じて定められた支給率を乗じて出た額ということで、支給率のほうがその下にある勤続年数ごとに、割合が決まっているというところでございます。

教育長につきましては、4年というところが空欄になっております。こちらは教育長については任期が3年でございますので、4年は該当がないとそういったところでございます。

支給の例でございます。例えば、市長が就任して4年任期を満了した場合の退職手当額といたしましては、今の給料月額96万円に支給率が市長の4年のところで16%となりますので、これを掛けた額というのが退職手当額となる。そういったことでございます。

政務活動費の方も合わせて説明のほうをさせていただきます。政務活動費についてでございます。まず、根拠につきましては、こちらは東久留米市の条例でございまして、東久留米市議会政務活動費の交付に関する条例というものがございます。交付の対象は東久留米

市議会議長に結成を届け出た会派に対して支給ということで、こちらは特に1人の会派であっても対象となるところでございます。交付額が毎月、1日における当該会派の所属議員数に月額7,625円を乗じて得た額ということになっております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

【総務課長】

続けまして、そういった意味で申し上げますと、26市中の10市でございますので、それが多いか少ないのかというところは、人によって判断が異なるところかとは思いますが、東久留米市だけで勝手な額で支給割合を、退職金の支給割合決めているのではなくて、一定の複数市において同じ割合が適用されている、そういったことでございます。

以上でございます。

【委員】

確認ですけど、退職金手当について、この報酬審で議論をすることなんですか。

【総務課長】

退職金については、本来であればここでの議論の対象ではないものとなります。報酬等というところでは、実は、月額給料が対象となりまして、期末勤勉手当についても、合わせて議論をいただくのに必要な要素だろうと、当然この退職金もそういったものであらうと思います。また政務活動費についてもそうですので、総合的な判断をする中で議論をいただく必要があるものではございますが、直接答申として取り扱うものとしたしましては、あくまで月例給の部分が中心になるとそのような理解しております。

【委員】

政務活動費も。

【総務課長】

そうですね。ただ、当然、そういった総合的なものの中で、月例給というものも定まってくるという考え方があるものだし、一般的に理解が得られるものだと思いますので、ご議論をいただく、ご意見をいただくことについて何ら支障はない、ちょっと取りまとめの段階でどういうふうに答申に盛り込んでいくかというところは、またいろいろとご意見をいただく必要はあろうかなと思いますがそのように考えております。

【委員】

付帯意見になっちゃうのかな。直接的ではないにしても、検討の余地はあるということですね。

単純な話なんですけど、これ前回のこの答申を見させてもらって確かに付帯意見であったとおり、検討すべき要素というのは委ねられている、私たちじゃないにしてもあると思うんですけども、そういう経緯がどうなのかなというのもわかりませんが、ただ、一般的に僕なんかの世界では、シミュレーションで中期でどうなの、10年先どうなの、特に行政の場合はもう算出しているでしょうけれども人口の増減、それと納税の範囲がどの程度までになるのかな、というなかでも検討するものって必要なんじゃないかな。当然、それに伴って答申の中に申し送りの付帯ありましたけれども、議員の定数がどうなのかなということも触れてくると思いますし、逆に、有益な方を上げてもらうのであれば、それだけの対価を払った方がよいというようなことがあったのも事実だと思うので、そういを考えてくると全体のなかでの調整も必要になってくるんじゃない、将来的には、と思うんですけども、そういうのは行政としては組んでいるのかな。

【総務課長】

人口ベースであるとか年収といったところの想定というところについては、当然、長期総合計画ですとかそういったところ、長いスパンでの計画を持っておりますので、一定の想定ということはしているところでございます。ただ、その想定が、今回のこの議員給与にそのまま何か適合していくようなものかと言われると、それはちょっと難しい面もあるかなとは思っています。

ただ、一方で、今御指摘をいただいた、前回の答申の中でも、例えば、議員定数ということについては、確かに付帯意見としていただいておりますが、特段それ以降、そのこ

とについて何かが変わったというところはないというところでは認識はしております。

【総務部長】

今、課長のほうからお話した（ ）委員からご指摘いただいた将来ベースの関係では社人研という国の機関の方から、一定人口は下がるということで東久留米市の予測はされておって、確実に下がることは事実だと思いますが、長計ベースでみていったときには、ここ数年もそうなんですけど東久留米市もがんばっております、11万7,000前後で推移はしております。

あとご指摘の人件費の割合も一定程度維持する形でシミュレーションもしてございまして、そういう、長期総合計画なので10年というスパンでございまして、一定程度現状から多少下がるというベースでシミュレートはさせていただいているところでございます。

【委員】

資料14-2、近隣との比較なんですけども、先ほどもご説明がありましてちょっと聞き逃したところもあるかもしれませんが、まず市長と副市長、教育長については、退職金のベースとしては同じところはどこになるんでしょうか。小平、東村山、清瀬、西東京とございますね。

【総務課長】

この中では清瀬市でございます。

【委員】

清瀬市のベースのお話で、ほかのところはどんな感じかというのはわからないですか。

【総務課長】

出来れば次回までの宿題とさせていただければと思います。

【委員】

わかりました。あと議員の方なんですけれども退職金がないのは東久留米、あと他はどうなんですか。

【総務課長】

そちらも次回までの宿題とさせていただきます。

【委員】

退職金は、基本的に議員はありません。今まであったというのは年金なんです。議員年金なんです。退職金は出ないけども、議員年金として。議員年金も既にその時点で、いた議員には払われましたけど、新しい議員には積立てがないという形で、生活保障はない。

【総務部長】

そういう視点からすると（ ）委員もご存知かと思いますが、市長、副市長の給与も一定のルールでやっているんで、特別にこう高い、安いというような、状況は少なくとも近隣では生じてないと思います。東京都ではと言った方が良いのかもしれませんが。それで退手組合を組織して運営している背景にはですね、やはり今、構成市、今お話しした通りどこも小さいんですね。やはり、退職金を一度に出していくと市政運営に影響を与えるとかですね、様々な要素があって、同じようなことでありましたという経過があったと思うんですけども、そういうところであればこういう組合を組んで一定安定した形での運営ができるよということ、やった経過もありまして、市長副市長教育長、こういう特別職の退職金の高い安い、そんなに差があるものではないというのは事実だと思います。

【会長】

ありがとうございます。そのほか御意見、御質問等ございませんでしょうか。

【委員】

資料14で、1位、2位というのは小平と東村山ですか。これ1位、2位で固定していますね。これは、市の財政と市の収支計画と比例しているんですかね。特に3については、1位と2位がほとんど変わっていませんよね。

【総務課長】

資料14の3の1位の武蔵野市。

【委員】

そう、それから昭島が2位で、副市長になっても、1位、2位が変わるだけですね。教育長については両方とも1位でしょう。議長についても1位が武蔵野市で昭島ということは、市の財政が良いからなのかどうかという、余計なことかもわからんけどね。

【総務課長】

当然、財政再建団体になるようなところが、そういった特別職の方の給与を高く設定するという事はできないでしょうから、そこはひとつあるのだとは思いますが、まさにこの特別職の方の給与というところ、武蔵野市、昭島市でも、東久留米市と同様にこの特別職報酬等審議会を設置してご議論をした上で条例として決定しているところでございます。その際には、各市の審議会の方たちがその市の財政状況というところも鑑みながら設定をしているのであろうとそのように考えられるところではあります。

もう一つあるのは、どうしてもどこかの、例えば、市長であれば市長の給与から、市長だけがなくて、それ以外のところが安いということはなかなか考えにくいのかなという部分もありますので、そういったバランスを考えていくなかで、こういった結果になっているのかなとそのようにこの資料からは読み取るところでございます。

【委員】

各市の財政ね。よろしいからということですかね。

【総務課長】

財政が良いかどうかというところの判断は、その自治体で設置した特別職報酬等審議会の委員の方たちがどのように判断をされたかというようなところだろうと思います。

【委員】

私見なんですけれども、武蔵野市は財政力指数で26市中1位ですよ。そういう意味では、この類似団体で、東久留米市を考えると、武蔵野市を入れていいのか問題はあろうかと思います。

それで、私、財政力指数と給料、それから人口規模と給与の相関を落としてみたのですが、財政指数と各行政の給与はゆるやかな相関はあるのですが、かなりばらついている

なという印象を受けました。

ただ、人口規模ですね、人口規模と各行政の給与、かなり、ある程度の相関を持ってあるんじゃないかなというふうに思っています、市の格といたら変ですけども、経済規模だとか人口規模によって行政職の方の給与というのは考えられている傾向が強いのかなというふうには見受けております。

ただ、余り高いところ、八王子とか立川とか、ちょっとその相関から外れて、低く押さえられているとは思いますが、その他の市についてはかなり高い相関を持っていると思いますので、市の規模だとかそういう格だとか、そういうことに基づいて考えるのも一つの方法かなというふうに私見では思っております。

【委員】

この類似団体の資料をいただいたんですけど、お願いですけども、よく上の原にテニスをしているので行くんですけど、近隣というか、接触している新座市ですかね、新座市のこの年収比較というのをちょっといただきたいです。

【総務課長】

ちょっと次回用意させていただくことでよろしいでしょうか。

【総務部長】

一点補足をしておきますけれども、先ほど議員の給料も実は東京都人事委員会の結果でございまして、県が変わってしまうと、制度が様々変わってくるということは、ちょっと申し伝えさせていただきたいと思います。

【委員】

そうですね。もう多摩の近隣だと通常比較というのは割と金額が似ていると思うんですけども、やはりもう少し、類似団体、別に鎌倉市とかそういうふうなことではなくて、近くの新座市とかは知りたいかなと思います。

【総務課長】

お調べしてお示しすることは可能だと思います。

【委員】

先ほど、かなり人口と相関しているというお話しをさせていただいたんですけれども、それでプロットしてみますと三役の方の給与というのは、ほぼ真ん中のゾーンに入っているのかなと思いますけれども、議員の方の報酬額がやや低めなのかなという印象を持っております。その辺をご検討いただけたらと思います。

【委員】

確かに議員の方の給料少ないかと思えますけど、期末手当は非常に高い数値かと思うんですね。4.45、前の週は5.0だったと思うんですけど、4.45ということで、通常の期末手当というか、通常のその期末手当は多分民間でも何でも期末手当が2.5とか、あと勤勉手当が1.9とか、そういうふうに決まっていて、勤勉手当によって多少は差がつくわけですけれども、特別職については別に勤勉手当がなじまないわけですから、全額その金額を手にする、マックスその4.45ということになるかと思うんですけど、そういう意味においては、議員さんの、給与は少ないかもしれませんが、期末手当という意味では、全て4.45にするのは、私は妥当だと思わないんですけど。

【委員】

先ほどの話は、月額給与ベースでの比較でございましたので年収ベースでやって見たいと思います。

【会長】

御意見ありがとうございます。

【委員】

ちょっとよろしいですか。すみません、余談なんですけど、議員報酬、年間800万円ぐらいだったかな、確か、ぐらいだったかな、うろ覚えで。その議員さん20何名いらっしゃるんですよね、22ですか、議員さんが、例えば給料、安い、高いという話が出るんですかね。報酬が安い、高いって。そこを聞きたいなと思って、たまには。

あなた方は働いているのって。結局、何かって言うと、（ ）委員も社協、それで私は商工会、給料もらってないんですよ。ボランティアでやっていて、報酬、ボランティ

アでやっているということで、別にいろんな収入はあるわけですね、会社持っていたり、いろんなことがあるんですよ。ただ、そこでやっているからといって、もらっているわけじゃないんですね。それで、議員さん、僕思うんですが、その議員さんが年金がなくなったり、いろんな話をさきほど、いい話を教えていただいたんですよ。私は退職金はないと思っていたんだが、年金はないということなんですね。

そこで、思うのは、例えば、小平市、小平市の場合は、やっぱり人口密度が多いと、それからブリヂストンやいろいろ持っている、武蔵野市も横河電機とかいろんなプロムナードを持っていて、やっぱり税収入が違うわけですね。やっぱりそこは分かるんですよ。ただ、東久留米市の場合、その水準に議員さんも持ってると、だから、給料、安い、高いつて、僕は1,000万円払ってもいいと思うんですよ。そのかわりやってくださいよと。

今、JAさんと（ ）委員がたまたま隣にいらっしゃるんですが、何やっているかという、準工業地域の土地をできれば商工会のほうに紹介してほしいと、買い手はいっぱいいるんですよ。そうすれば、まち全体が、やっぱり事業者が来ていただければ、むりやり取るんじゃなくて税収効果が上がるわけですよ。そういうことを議員さんがどんどんやっていただければ、高い、安いというのはわからないんですが、やっぱり一般市民の方から、さっき（ ）委員がおっしゃった一般市民の人から見れば、あなた方は何をやっているの、もっと頑張ると、それが給料に反映してくる、報酬に反映してくればいいのかと思うんですけど、今の段階だと、おっしゃっているのは、やっぱりこんなにもらって、となる可能性はありますよね、言われる。

だから、そのところで議員さんのほうにアンケートをとって、今の報酬、どう思われますかって、そういうのを、じゃあ自分が何をしていますかまで書いていただいて、もっと非難するんじゃなくて、みんなと一緒に、こうやって素晴らしい皆さん、こうやって協議しているわけですから、一体になって東久留米を盛り上げる、だから、この給料問題も安けりゃいい、高けりゃいいということじゃなくて、そこで算定というのは、やっぱり東京都に条例はなんだかんだはあるかもしれんけど、そこんところで水準の、ただ、もらって、給料をもらってればいいやってことじゃないと思うんですよ。生活給があるから守られているかもしれないですけど、やっぱりそのところで頑張ると、その中で、やっぱりこういうのは、先ほど、（ ）委員が4年に1回やったほうがいいんじゃないですかという話も出ましたよね。そういうことで、どんどんこう蓄積し

て、階段を上っていく、つながっていくのかなと思います。

だから、4年に1回というのは、（ ）委員がおっしゃった、必要なのかなっていうのがありますね。

すみません、余計なことです。

【委員】

評価する場がないんだよね、結局決まっちゃっているから。

【委員】

今言っていること、実に正論だと思うんですね。一部の議会はやっているように、本当であれば、議会にこういう我々呼んでいただいて、そして議員と一緒に議会の役割はどうなんだっていうことをやった上で、報酬審に、そのデータを報酬審に渡して、報酬審で最終的に決定すればいい。だから、議員、これから議論していくわけですけど、議会のほうの報酬をいくらにするかってとっても難しいかな、今の話を聞いてもちょっと感じましたね。

【総務部長】

先ほど、今、（ ）委員のお話しがあってですね、先ほど来、条例では5月になっていて、これは議員のほうから議案提案して、やはり条例改正されておるんですね。なので、そういう面では、御意見等は当然ございませんし、皆さん、総意の中で工夫された結果だというふうには受け止めてございます。

アンケートという話ですけども、これまでそういったケースは過去にないですけども基本的には議員提案されてましてですね、その中で工夫をしているとそういったところでございます。

【会長】

以上でよろしいでしょうか。

それでは、次第（4） 今後の進め方について、に進めさせていただきます。

事務局より説明お願いいたします。

次第（3） そのほかの視点についてもご意見、ご質問等大丈夫でしょうか。ありま

したらお願いいたします。

【議題（3） そのほかの視点について】

【委員】

先ほどちょっとお願いしかけたんですけど、政務活動費も参考になるかと思うので、それぞれの政務活動費の資料をいただければ、次回ありがたいかなと思います。

【会長】

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

【委員】

ちよっともう一回確認させてください。議員報酬ですが、平成23年からと27年からと、現在も5%特例条例で減額してあって、賞与が0.05%引き下げて4.45ということによろしいでしょうか。

【総務課長】

月給部分、月の給料部分については今本則通りでございます。

【委員】

5%今減額していないんですか。平成31年で終わっているんだ。

【総務課長】

そうですね、はい。月給部分については本則どおり支給しておりまして、期末手当分を5か月と条例上定まっているところが4.45になっているという状況でございます。

【会長】

その他、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

そうしましたら、今後の進め方についてに進めさせていただきたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

【議題（４） 今後の進め方について】

【総務課長】

前回、事務局より資料をお示しし、今回新たに大きく分けて3点の資料をお示しいたしました。様々な御意見をいただき御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

本審議会につきましては、前回も御説明をさせていただいているところではございますが、答申を取りまとめるまでで、4回の開催を予定しているところでございます。今回は2回目でございます。

そこで、次回の進め方でございます、本日いただいたご意見を事務局のほうで取りまとめさせていただきまして、まだ新たな資料ということもあるので、誠に申し訳ないのですが、答申の原案のような、たたき台のようなものを次回御提示させていただきまして、それを基にまた新たな資料も踏まえて御審議をいただくという進め方がよいのではないかと思います。皆様の御意見をご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

進め方について御質問等ございますでしょうか。

【委員】

結構だと思います。原案をなるべくこの会議の少し、1週間、10日前にお届けいただけるとありがたいです。

【会長】

何か進め方について御質問等よろしいでしょうか。

【会長】

では、特に御異論もないようでございましたら、事務局にて取りまとめのほど、よろしく願いいたします。

それでは、本日はいろいろと御意見いただきまして、ありがとうございました。

次回以降、皆さんのお知恵を出していただきまして、議論をして、答申に向けて進めていただければと思います。御協力のほど、改めてお願い申し上げます。

それでは、次第（５）その他に進めさせていただきます。

事務局より何かございますか。

【総務課長】

事務局から、次回の日程についてでございます。

次回につきましては、4月中旬から5月上旬ごろに開催をさせていただけるというふうに考えております。日程につきましては、また改めて御連絡のほう、させていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日のこの会議終了後に事前に確認をお願いしておりました、第1回の議事録につきまして、特に修正等の御意見ございませんでしたので、そうした内容にて確定とさせていただきます。会議終了後にちょっと決裁のほうをお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【会長】

それでは、以上で令和3年度第2回東久留米市特別職報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

終了時刻 10時28分